

25 弾道ミサイルの発射

【事例】

授業中に、奈良県を含む地域に全国瞬時警報システム（以下、「Jアラート」という）が発報された。

○発報時の対応のポイント

[初期対応（安全確保・避難行動）]

《屋外にいる場合》

- ・速やかに校舎内もしくは体育館内に避難させる。
- ・近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るように指示する。

《屋内にいる場合》

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動させる。（教室においては、ガラスの飛散を防ぐためにカーテンを閉め、各自の机を廊下側に詰めて移動させ、机の下で頭部を保護し身を低くすることが望ましい）

「Jアラートを介した情報による状況の把握⇒安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る」

《近くにミサイルが落下して、屋外にいる場合》

- ・口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難させる。

《近くにミサイルが落下して、屋内にいる場合》

- ・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉するように指示する。

《落下場所等についての追加情報から、周辺地域へのミサイルの落下はないことが確認された場合》

- ・Jアラートによる追加情報が「ミサイル通過」又は「日本の領海外に落下」となった時点で安全と見なし学校活動を再開する。
- ・ミサイルの落下物と思われる不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、触れず、直ちに教職員へ連絡をさせる。連絡を受けた教職員は、警察・消防に連絡をする。

[避難（被災）場所での対応]

- ・授業担当者又は担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、児童生徒等や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

[保護者への対応]

- ・学校と保護者の間で、安否連絡方法、引き渡し方法等について、あらかじめ確認して、点検・周知しておく。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、ミサイル発射等により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について速やかに教育委員会へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じて適宜報告する。

○今後の対応策（事前準備・対応）のポイント

- ・Jアラートによるミサイル発射情報発報時における危機管理マニュアルを策定・確認しておき、教職員による児童生徒等の適切な避難誘導方法を場合別にあらかじめ確認しておく。また、このことについて、全教職員間で共通理解を図っておく。
- ・Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておく。その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておく。また、校外活動時の引率教員等との連絡体制をあらかじめ確認しておく。
- ・施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証を行う。
- ・平常時から危機情報の収集及び提供による注意喚起を行う。
- ・自治体の危機管理部局等の関係機関との連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図る。